様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	児童扶養手当の額の改定		
根拠法令名	児童扶養手当法	（条項）第８条	
基準法令名	児童扶養手当法	（条項）第８条	
所管部署	福祉部　子ども未来局　子ども家庭課　家庭福祉係		
標準処理期間	３０日～６０日	法定処理期間	―　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

［児童手当等の額の改定に係る審査基準］

児童扶養手当等の額の改定は、児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定に係る審査基準に準じ、当該基準に適合することを基準とする。

【参　考】

［根拠法令］

児童扶養手当法

(児童扶養手当の額の改定)

第八条　手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

３　手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

（平元法八六・平二二法四〇・一部改正）

児童扶養手当法施行規則

（手当額の改定の請求及び届出）

第二条　法第八条第一項の規定による手当の額の改定の請求は、児童扶養手当額改定請求書に、新たな対象児童に係る書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。